69	0.778	0.978	0.952	0.817	0.840
70	0.767	0.970	0.943	0.808	0.829
71	0.757	0.962	0.934	0.799	0.818
72	0.746	0.954	0.925	0.790	0.807
73	0.735	0.946	0.916	0.782	0.797
74	0.725	0.937	0.907	0.774	0.788
75	0.714	0.929	0.899	0.766	0.779
76	0.703	0.920	0.890	0.758	0.770
77	0.692	0.912	0.882	0.750	0.762
78	0.681	0.903	0.874	0.743	0.754
79	0.670	0.895	0.867	0.736	0.747
80	0.659	0.888	0.859	0.730	0.740
81	0.647	0.879	0.852	0.724	0.734
82	0.635	0.868	0.844	0.719	0.728
83	0.623	0.857	0.837	0.716	0.722
84	0.610	0.845	—	0.713	0.716
85	0.597	0.833	—	0.711	0.711
86	0.583	0.822	—	—	0.706
87	0.568	0.809	—	—	0.701
88	—	—	—	—	0.696
89	—	—	—	—	0.691
90	—	—	—	—	0.686

備考　管壁温度は、周囲温度が二十五度プラス・マイナス二度の状態で、日本工業規格C八一一二（ＬＥＤ卓上スタンド・蛍光灯卓上スタンド（勉学用、読書用））に規定する正常姿勢で、卓上スタンド用蛍光灯器具に日本工業規格C八一一八（蛍光灯安定器―性能要求事項）の附属書Ｄ試験用ランプ又は日本工業規格C八一一七（蛍光灯電子安定器）の附属書Ｂ試験用ランプに規定する該当ランプを装着し、定格周波数の定格電圧を加えて点灯させ、ランプの管壁温度が安定するまで継続したのち、ランプの管壁の最冷点の温度を測定した温度とする。

（四）　消費電力の表示に際しては、日本工業規格C八一〇五―三（照明器具―第三部：性能要求事項通則）の七・五に規定する方法により測定した数値をワット単位で表示すること。

（五）　エネルギー消費効率の表示に際しては、前㈢の数値を前㈣の数値で除した数値を小数点第一位まで表示すること。

（六）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ　使用方法に関する注意事項

ロ　点検・手入れに関する注意事項

（七）　表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

（八）　表示は、卓上スタンド用蛍光灯器具ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

○消費者庁告示第七号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条の規定に基づき、雑貨工業品品質表示規程の全部を改正するこの告示を制定する。

平成二十九年三月三十日

消費者庁長官　岡村　和美

雑貨工業品品質表示規程

（表示事項）

第一条　雑貨工業品の品質に関し表示すべき事項は、別表第一の上欄に掲げる雑貨工業品について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。ただし、最小販売単位の小さいものについては、別表第二で定めるところにより当該表示すべき事項の一部を省略することができる。

（遵守事項）

第二条　前条に規定する表示事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項は、別表第二のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のものに関する部分及び合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具に関する部分は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十年三月三十一日までの間に雑貨工業品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。

別表第一（第一条関係）

雑貨工業品	品質に関し表示すべき事項
ティシュペーパー及びトイレットペーパー	一　寸法 二　枚数
障子紙	一　製法 二　材料 三　寸法 四　枚数（平判式のものに限る。）
衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤	一　品名 二　成分 三　液性 四　正味量 五　使用方法 六　使用上の注意